

第19回

日本司法支援センター顧問会議

議 事 録

第19回
日本司法支援センター顧問会議
議事次第

1 日時

令和3年3月2日（火）午後1時02分～午後2時34分

2 場所

日本司法支援センター本部 8階会議室

（東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階）

3 議題

【報告案件】

令和2年度における業務の概況について

新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う対応について

外国人に対する取組について

午後1時02分開会

○道事務局長 それでは、そろそろ定刻でございますので、始めさせていただければと存じます。

片山顧問、お手元のカメラ、オンになっていますでしょうか。

○片山座長 いえ、今オンにしました。

○道事務局長 分かりました、ありがとうございます。お顔よく拝見できます。どうぞよろしく願い申し上げます。

それでは、顧問の皆様におかれましては、1年ぶりにこのような形でまたお目にかかれまして大変光栄でございます。御参集いただきまして誠にありがとうございます。

ただいまから第19回の日本司法支援センター顧問会議を開催いたします。

開会に当たりまして、理事長の板東より一言御挨拶をさせていただきます。理事長、どうぞよろしく願いいたします。

○板東理事長 それでは、皆様、お忙しいところありがとうございます。理事長の板東でございます。

こういうハイブリッドの形でやらせていただくということで、今日は御参加ありがとうございます。後でいろいろ詳しい御説明はさせていただきますけれども、この1年間というのは大変大きなある意味では変化の1年でございます。御承知のように、新型コロナウイルス感染症の影響というのが業務の中でもいろいろな形で出たわけでありましてけれども、一つは4月以降、実際には3月中から始まっておりましてけれども、コロナ感染症の拡大、それから緊急事態宣言が出ていくという中で、最初の頃は法テラスの業務自体がなかなか回していく、継続していくのが難しいというような状況が出てまいりました。

その中で工夫をしながら業務を行ってきたということで、後で御説明させていただきますけれども、一つ新しい方向として出てまいりましたのは法律相談についての取組です。今まで相談は対面で必ず行うということであったわけでございますけれども、コロナ禍で対面自体がなかなかできないという状況の中で非対面によります電話、あるいはこういったオンラインによる相談というのできるようにしようという対応を5月以降実施させていただきました。

オンラインの部分はまだ十分でないところがございまして、実際はほとんどが電話でという状況になっております。特に法テラスの事務所においては電話だけで対応しているという状況でございますけれども、機器の整備や、あるいはルールの構築ということを併せてもう

少しオンラインを使っていけないだろうかということがあります。これは利用者の方の環境との兼ね合いということもありまして、なかなか一挙に難しい部分もございますけれども、オンラインのかなり有効な使い方もあるのではないかと、例えばいろいろな施設と結んでいくというような使い方などを含めまして、こういった点を今後の更なる努力により司法アクセスの改善につなげていかなくてはいけないと思っております。

後で具体的にいろいろな対応については説明がございますので詳細は省かせていただきますけれども、これから新型コロナウイルスの影響への対応ということでは、正に本番になっていくのではないかとこのように思っております。

やはり新型コロナウイルスの影響が強かったために、全体としての業務の方を見てまいりますと、代理援助とか相談の件数とか、まだまだ例年ベースから見ると少ないという状況がございます。しかし、これからいろいろな給付金とか休業補償とか、そういうものが切れてくる中で、本当に困っているという方々がいよいよ増え、法的な手続などによる課題解決というところに大きなニーズが生じてくるのではないかと、その部分に法テラスとしてはしっかりと対応していかなくてはいけないと思っております。

これからが正に正念場だということに思っておりますので、今日もいろいろ御指導いただければ有り難いと思っております。

また、後でまたこれも説明がございますけれども、この1年間の動きの中で一つ新しい動きとして、外国人対応を充実させていくということで、幾つか新たな取組が始まったところでございます。これもちょっとコロナ禍でいろいろな制約もあるところではございますし、外国人自体がなかなか今、増加というのがストップになっている状況はありますけれども、国が設置をした外国人在留支援センター、F R E S Cという通称でございますけれども、その中に法テラスも拠点を設けて、国際室という組織を新たに作り、いろいろな関係機関との連携や、あるいは地方支援ということをそこを中心に展開をしながら外国人対応の充実を図っていくというふうにしております。

また、各地方事務所においても、もちろん地方のワンストップセンターとの連携を充実していかなくてはいけないというふうに思っておりますし、それから、地方事務所にもIT端末を配備して、窓口でも通訳サービスが使えるように、相談にも使えるようにという状況を今整備しつつあるというところでございます。

こういった多様な方々への対応ということに、外国人の問題だけではなく、いろいろなITなども活用しながら対応の充実を図っていく必要があると思っております。

今日はそういった柱などを中心にしながら御説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、いろいろ忌憚のない御意見、あるいはアドバイスを頂ければ有り難いと思っておりますのでございます。

本日は、どうもありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

○道事務局長 理事長、ありがとうございます。

本日、オンラインで御参加の皆様のごこまでの音声、聞こえにくいところはございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

○片山座長 はい、よく聞こえています。

○道事務局長 よかったです。ありがとうございます。

それでは、ここからは恒例により片山座長に議事の進行をお願いしたいと存じます。

片山座長、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○片山座長 皆さん、お久しぶりです。といってもこういうコロナ禍で変則的な、ハイブリッド型の開催になりました。これも私はいいい経験になるだろうと思います。これからコロナが終わっても、場合によってはある程度こういうオンラインで打合せをするなんていうことも定着するのではないかなと自身の経験で思っております。最初はちょっとぎこちないところもありますし、問題も出てくるかもしれませんが、精いっぱい座長の座を務めたいと思いますので、よろしくお願い致します。

今日は、皆様方に御参集いただきまして、ありがとうございます。今日は、6名の顧問の方に御出席を頂いているはずですが、私もここで参加者を確認しまして、そちらにお二人既におられて、あと中山さんと、村木さんと、長谷部さんと私がオンラインで参加しておりますので、全員6名参加になっておりますことを私も確認をいたしました。

したがって、顧問会議運営規則第1条が定めております定足数を十分満たしておりますことをまず確認したいと思います。

早速ですが、議事に入りたいと思います。本日の議事について確認をまずさせていただきます。

お手元の議事次第にありますけれども、令和2年度における業務の概況について、それから、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う対応について、さらには、外国人に対する取組についての3件となります。

まず、事務局からこの配付資料について説明をお願いします。

○道事務局長 承知いたしました。お手元の資料を御確認を頂ければと思います。

今、座長の方から御説明ございましたように、お手元にまず議事次第、そして出席者名簿、さらに資料番号を振ったものが順番にお手元に届いているかと思いますが、資料1が日本司法支援センター業務実績と書かれたものです。さらに資料2で始まるものが新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応ということで幾つか御用意をさせていただいております。枝番がございますので、御確認を頂ければと思います。資料3で始まるものが、こちらは外国人に対する取組に関するものとなっております。これはかなりちょっと枝番ございまして、資料3-5まで御用意させていただいているかと思いますが、お手元に御確認いただけますでしょうか。

皆様、大丈夫でございましょうか。

それでは、座長、お願いいたします。

○片山座長 それでは、令和2年度における業務の概況についてから入りたいと思います。

まず、事務局から御説明をお願いします。

○細川総務部長 総務部長の細川でございます。本日は、お忙しい中、御参集いただきましてどうもありがとうございます。私の方から、令和2年度における業務の概況について御説明を申し上げます。お手元にお配りしております資料1を御覧いただければと思います。

平成18年以降の主要な業務実績でございます。

要旨を端的に御説明申し上げます。まず一番上の情報提供業務のコールセンター問合せ件数でございますが、平成31年1月5日に累計の問合せ件数が400万件を突破しております。令和元年度も引き続き問合せ件数が増加しているところですが、今年度は4月から12月までは25万6,464件と、昨年度よりも若干ペースが落ちています。

続きまして、民事法律扶助業務・震災法律援助業務です。上の2つの数字、法律相談援助件数と代理援助件数につきましては、平成29年度の頃から増加傾向を示しておりましたが、令和元年度に微減になっております。本年度の4月から12月までの法律相談援助、代理援助の数字とともに、前年比で減少しています。

続きまして、国選弁護関連業務です。一番上の被疑者国選弁護事件受理件数ですが、平成30年度に被疑者国選弁護の対象事件が拡大したことにより、被疑者国選弁護事件受理件数が平成30年度、令和元年度と増加しています。

犯罪被害者支援業務や受託関連業務の関連の数字は、お手元に配付した資料のとおりです。最後に、認知度について御説明いたします。

いわゆる名称認知度についての推移を記載したものでございますが、平成30年度に58%と

なった後、令和元年度が56.3、令和2年度が52.8%と下がっております。2年連続で下がった原因については、現在、センターにおきまして分析中です。

以上、業務の概況について御説明いたしました。

○片山座長 それでは、以上の細川さんの御説明を受けて、令和2年度における業務の概況について、について、顧問の皆さんから御質問などありましたらお願いいたします。

村木さん、どうぞ。

○村木顧問 よろしいでしょうか。一つは、やっぱりコロナでいろんな困窮者対策とか、例えばDVとか、いろんなところで相談が急増したりというのがあったと思うんで。法律相談で少しもうちょっとタイムラグがあるのかなと思いつながらお話を伺っていたんですが、何かその辺りの実感みたいなのがあったら教えていただきたいなと思ったのが一つと、もう一つは、認知度が下がっているのはちょっと残念で、多分問題意識持って取り組んでおられるんだろうと思うんですけども、認知度アップのためにこれまでやってきたこととか、これからやろうとしていることとかあったら教えていただきたいと思います。

以上です。

○設楽第一事業部長 それでは、相談の動向につきまして、まだ分析をし切れていない部分もございますが、現状について少し御説明したいと思います。

私どももニュースなどで失業者の増加、あるいはDVの増加などの報道がされておられて、もっと相談件数が増えるかなというふうに思っていたところが、前年比9割程度で推移しているということは先ほど御説明したとおりです。

これは、一つには緊急事態宣言を受けて相談の窓口を閉めたり、あるいは時間を短縮したりということが各地方事務所の感染状況に応じて昨年行われましたことや、それから、電話相談をこの後御説明いたしますが、電話相談を昨年5月から開始しておりますが、電話での相談からは受任をできないというルールになっていることから、直ちに依頼をしたいという方が一定潜在している可能性がございます。

その他、やはり心理的なものとしては、少々体調が悪くても病院に行くのを我慢してしまうのと同じように、法律相談のために地方事務所に来るのをちょっと心理的に抑制してしまうというようなことがあるのではないかというふうに感じております。

その点、恐らく最後の部分につきまして恐らくそうではないかと思える根拠の一つとしては、出張相談の一類型でございます特定相談、施設などに行って高齢者などの御相談を受けるという出張相談につきましては、予想していたほど件数が減少しておりませんで、むしろ

若干の増加になっているということがございますので、このように考えている次第でございます。

○細川総務部長 続きまして、認知度関係について総務部長の細川から御説明いたします。

センターにおいては、認知度向上のための広告につきましては様々な方法をしております。新聞広告、インターネット広告をしています。

また、例年はサイネージ広告といたしまして、スーパーのレジのディスプレイとか、電車内のディスプレイとか、そういった屋外のディスプレイなどに広告をするという取組をするなど、様々な角度から広告をしていたところです。

今年度につきましては、緊急事態宣言が出るなどして外出する機会が減ったことで、サイネージ広告については取りやめて、その浮いた予算をインターネット広告の方に予算を多めに投下していたという事情がございます。

今年度も小規模には実施しましたが、来年度、全国でテレビCMをしたりして、民事法律扶助の本当にニーズがある方に対して法テラスがあるということをお伝えするということを計画しております。

○片山座長 それでは、その他皆さん、御質問などありませんか。いかがでしょうか。

ちょっと私の方から伺いますが、この間の解雇とか、それから雇用調整助成金が制度があるのに雇用主が知らないとか、いろんなことが報道されていましてけれども、そういうことについての問合せとか、そういうのは多いんですか、それともまた別のところにいくんでしょうか。

○設楽第一事業部長 問合せにつきましては、情報提供の方が情報提供業務の中で雇用に関する問合せを記録の方から抽出しておりますが、思いのほか、職場に関する相談というのは多くなく、生活上の取引に関する問合せや相談が情報提供の方のコールセンターへの問合せではトップになっています。

もちろん職場に関する相談も数は少なくないのですが、おおむね2番目か3番目ぐらいの位置付けでございます。その中には今、顧問の御指摘のような雇用調整助成金ですとか、あるいは解雇に絡む問題のお問合せがございますので、情報提供の方からは、そちらの問合せ窓口を御案内するようしております。逆に法律相談に関しましては、意外にそのような御相談が少なく、解雇をめぐる問題とか、そうしたものは昨年以前と大きく変わりはございません。

○片山座長 どうもありがとうございました。

では、この先ほどの御説明とか一連の回答などについて御質問ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、次に議事2に移りたいと思います。次は、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う対応についてであります。これについて、事務局から御説明をお願いします。

○細川総務部長 引き続きまして、新型コロナウイルス感染症に関する取組についての概況を御説明させていただきます。資料2-1を御覧ください。

まず、1、国民生活支援の取組を御覧いただければと思います。取組1は、電話等法律相談の開始です。新型コロナウイルス感染症対策である外出自粛や3つの密を避ける取組の一環といたしまして、業務方法書を改定し、令和2年5月より、電話やインターネットオンラインによる非対面での法律相談の実施を可能としております。こちらにつきましては、コロナ禍のような対面での相談が難しい場合の時限的なものです。

電話相談の対象については、民事法律扶助法律相談のほか、被害者関係のDV等被害者法律相談も対象となっております。

電話相談の累計は、1月末現在で3万2,000件です。

2点目が、感染拡大対応に関する情報提供です。新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして、社会経済活動等に影響が出ていることを踏まえまして、ホームページにおいて新型コロナウイルス感染症に関する各支援制度の情報や法律問題等のFAQを掲載しております。コールセンター、地方事務所においてそういった情報提供も実施しているところです。

3点目は、民事法律扶助の立替金の償還猶予等でございまして、緊急事態宣言等に起因します営業自粛の影響による収入減などに起因する生活困窮への対応といたしまして、民事法律扶助の立替金につきまして、償還月額の減額や償還猶予の取扱いを実施しているところです。

2点目が、支援センターにおける感染拡大防止の取組です。

コロナ禍でいかに業務継続をするかという観点での取組です。大きく分けて3点御説明申し上げます。

取組の1は、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインの策定です。令和2年5月4日に改定された政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針などにおいて、各関係団体は業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、感染予防のための取組を進めることとされておりました。法テラスも、全国に多数の拠点があるということで、感染防止策、感染者が発生した場合の対応などの指針を定めたガイドラインを作成しております。

取組の2点目につきましては、地方事務所等における感染防止と業務継続の両立でございます。先ほど御説明しましたガイドラインに基づきまして、事務所ごとに飛沫防止パネル、消毒アルコール、非接触型体温計の設置などの対策をしております。

一度目の緊急事態宣言時には、コールセンターにおいて対面業務に支障が出た地方事務所を補完するために、電話での情報提供をして情報提供などのサービスの維持を図っております。

取組の3は、会議・研修会のオンライン、リモート開催です。これは外国人の議題でも話題になると思いますが、ちょうど本年度、ITを活用した遠隔通訳による法律相談のための機材導入の予算を頂くことができました。その予算を活用しまして、昨年7月に本部地方事務所にパソコンとWi-Fiルーターを配備することができ、これを用いて法テラス本部、地方間のオンライン会議とか地方事務所において関係団体との地方協議会、法教育など、積極的にオンラインで開催しております。

以上が、センターにおける新型コロナウイルス感染症への対応の概況となります。

○設楽第一事業部長 それでは、第一事業部長の設楽の方から、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う民事法律扶助の対応につきまして、少し詳細な御説明をさせていただきます。資料2-2を御覧ください。

こちらは、電話相談開始に至る経緯についての御説明が記載しております。緊急事態宣言が出るのではないかとということがささやかれ始めましてから急遽突貫工事的に業務方法書の改正に着手いたしまして、5月の連休明けから準備が整った地方事務所から順次電話相談を開始するということになりました。初めての試みですので、当初はセンター相談に代わるものとして、そして、その後、事務所相談での電話相談に拡大をいたしまして、期間は半年、既に昨年1回延長いたしまして、今年の3月31日まで電話相談を延長して実施しておりますが、近時の状況に鑑みまして、その後も9月まで延長しようと考えております。

電話相談の実績については、資料2-2-1に記載がございます。2-2-1と2-2-2が電話相談の実績になります。

これは、直近の電話相談の各地方事務所での相談全体に占める割合を示したものが2と2-1ですが、昨年の緊急事態宣言以降、5月、6月当時は相談件数の全体の約4分の1が電話相談という状況でございました。

資料2-2-2は、電話相談の主な月別の件数を示しております。このほか、先ほど申し上げましたように、電話相談のみでは直接受任につながらないということも踏まえまして、

また、フェイス・トゥ・フェイスの相談でないとなかなかニュアンスや必要な情報が伝わらないのではないかとということも考えまして、現在、テレビ電話をもっと活用することができないかということについても検討しております。

第一事業部の方からは以上になります。

○樫尾第二事業部長 第二事業部長の樫尾でございます。資料2-4になりますが、DV等被害者法律相談援助の状況について御報告させていただきます。

前年比で比べますと、こちらの表のとおり、おおむね5月から11月の間は、本年は昨年度よりも増加しており、およそ1.2倍の増加状況となっております。この点、内閣府の男女共同参画局の方の確認としましても、各県に設置されております配偶者暴力相談支援センター、いわゆる配暴センターにおける相談件数は昨年比1.6倍とお聞きしております。

やはりコロナ禍でDV相談が増えているという状況が反映されていると考えられますが、法テラスにおきましては1.2倍程度で、まだまだ救済が必要なところに届いていないのではないかとことを踏まえ、改めて内閣府と組織的な連携をしていこう協議いたしまして、地方事務所に対し、各地の配暴センターとの連携・協議を行って、必要な救済手当を是非していただきたい声掛けをしているところでもございます。

御報告としては以上です。

○片山座長 ありがとうございます。

それでは、以上、3人の方の説明について、顧問の皆さんから御質問、御意見等ございましたらお願いします。

いかがでしょうか。

では、私の方からお尋ねしますが、最後のDVの相談件数が随分増えているということで、多分そうだろうと思うんですが、例えば、相談を受けてそれがどうなったのかというその後の道行きとか、解決に向かったとか、そうでないとか、分からないとかいろいろあると思うんですけれども、何かもしそういう情報がありましたら一旦お聞かせいただければと思います。

○樫尾第二事業部長 どのような相談状況に向かったかということは、なかなか把握し切れずもないところもありますが、例えば児童虐待について言えば、半数ほどが日弁連の委託援助の方に結び付いているという報告は受けております。必要に応じて扶助につながることもありますし、相談だけで終わる、あるいは相談継続という状況で、その後のどの段階で扶助につながったかは、つかみ切れてないものもあるというところがございます。

○片山座長 それでは、手が挙がっていますので、村木さん、お願いします。

○村木顧問 村木です、ありがとうございます。

さっき見せていただいた資料2-2-2の電話相談のグラフがありましたけど、これを見ているとさっきの全体の相談件数というのは今年あまり増えてないんですけど、6月に急増しているのが見えます。実は私、自分がやっている小さなNPOでLINE相談をやっているんですけど、やっぱり5月から6月にかけて急増して、その後、少し高いけれども落ち着いた状況という非常にこのグラフと同じ形を示していたんですね。相談が家庭内の児童虐待とかDVと、あとはメンタルがすごく多かったんですけど、こうやって見るとやっぱり電話相談とか新しい手法を入れたことで、この部分はすごくコロナのときの困り事によく対応できているのかなと思ったので、さっきテレビ電話のお話もありましたけど、何かこうやっていろんな相談手段を増やせていただけたらすごくいいかなと思いました。

特に若い人は電話もつらいという人が多くて我々LINE相談にしているんですが、法律相談はそんなふうにはいかないかもしれませんが、年齢層とかでもまた違うと思うので、相談の入り口とか手段が増えたらいいなと思いました。

以上です。

○設楽第一事業部長 その点に関連して若干補足の説明をさせていただきます。

今、LINE相談というお話がございましたが、コールセンターにおきましては、メールでの問合せに応じておりまして、このメールの問合せが昨年から大変堅調にというか、増加しております。近いところでは、1月はコールセンターへの電話での問合せが2万4,500件ほどだったのに対してメールでの問合せは4,700件ほど、約6分の1ということになっております。

これは、昨年来からずっとメールの相談が多くなっておりますので、先ほど御報告をしようとしたので、補足させていただきます。

○片山座長 そのほかの方、いかがでしょうか。手挙げ機能を使っていただいてもいいですし、マイクをオンにいただいても構いません。私の方で把握できますので、いかようでも構いませんので、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に進みたいと思います。議事3です。議事3は、外国人に対する取組についてであります。事務局からまず説明をお願いします。

○設楽第一事業部長 それでは、多言語情報提供サービスを行っております情報提供業務のところから御説明をさせていただきたいと思います。資料3-1を御覧ください。

昨年も多言語情報提供サービスにつきまして御説明をさせていただきましたが、今年からインドネシア語を追加いたしまして10言語での対応ということになりました。それから、今年ちょっと期間は、時期は中途半端ではございますが、2月1日より各地方事務所にタブレットを配置いたしまして、タブレットを使って通訳専門業者の通訳人とつないだ法律相談、外国人の法律相談ができるようになりました。現在は、まだ始まったばかりで4件ほどの予約が入っているというふうに報告を受けておりまして、既に実施も1点あったというふうに報告を受けております。

具体的な御相談の実情等につきましては、F R E S Cで業務をしております富田室長の方からお話をしていただければと思います。お願いいたします。

○富田国際室長

昨年は、児童虐待の件で、今年度は外国人の支援の件で登場します富田です。よろしくお願いたします。

すみません、国際室、後から後から資料を追加したため枝番が多く分かりにくい感じになっておりますが、御容赦ください。

局長の方から事前説明を差し上げておりますので、中身についてお話しいたします。資料3-3-1を御覧ください。

こちらは、7月以降の国際室での相談実績となります。一番上を御覧ください。大体月に70件前後の相談を受けてきていたところですが、なぜか2月になって多言語がすごく増えて、2月だけ突出して相談件数が多くなっております。25日まで分で84件トータルで87件になりました。

分野別を御覧ください。最も多いのが職場の相談、労働関係の相談になっています。これはやはりハローワークに来るお客さんが一番多いためです。F R E S Cに訪問される方が、1日100人平均ぐらい来ていて、7割ぐらいがハローワークに来られる方なんですけれども、ハローワークに来たついでに「実は前の職場でパワーハラスメントに遭っていたんだ、今後同じような目に遭わないようにどうすればいいのか」といった相談をされていく方がいます。そうするとF R E S Cの中にある監督署の方につながって、これは裁判の説明もしておいた方がいいなという場合には法テラスも入るというような感じで対応しているために労働の関係の相談が一番多くなっています。ほかの地方事務所は借金と家庭問題が一番多いので特徴的なことかなと思います。

この統計少し残念なところは、家族のところには在留資格が入ってしまっているのですが、在留資格で別で統計を取れないことです。この2位に入っている家族のところには在留資格の話も含まれています。

先ほど御質問もあった休業手当とかの雇調金ですね、雇用調整助成金なんかの話だと、最近増えているのがアルバイトをしている外国人の方で、休業で何にも支援がない結果、生活費に困っているんだけどと言って相談に来られて、でも、よくよく聞いたら休業手当をもらえるかもしれないというケースがありました。それを監督署の方に回して相談を受けてもらったりというようなことがこの1か月何件かありました。

あと、次に言語別を御覧いただきますと、一番多いのが日本語での相談になります。やはり日本で暮らされている方々なので、そこそこ日本語ができる方が多いのと、F R E S Cに入っているハローワークの対象者が、就労系の在留資格を持っている方たちが対象なので、優しい日本語であれば対応できるという方が多いので、日本語で対応がかなりの範囲でできています。

次いで多いのがポルトガル語で、このポルトガル語が多いのは浜松、三河からの多言語の対応が多いためです。浜松、三河に来ている日系人が多いので、ポルトガル語が多くなっています。

その次の英語というのは、F R E S Cに直接電話を掛けてきたりとか、来所されたりする方の英語対応が多いです。御存じかと思いますが、現在、国際室の相談対応は情報提供という形でやっておりますので通訳を配置することができていません。なので、英語は私やほかの弁護士で対応できる者がおりますのでそのまま対応するんですけども、そうでない場合で対応できない言語で来られた場合には、他機関が持っているタブレットの通訳を拝借したりとか、他機関の3者通話のものをそのまま一緒になって話をしたりとか、あるいは法テラスの多言語の電話に掛けてもらって、面前なんだけれども電話で詳しい事情を聴き取った上でポケットで資力基準なんかを確認して、法律相談につなぐというような対応で何とかかんとかやっているという感じです。

あと、4月からの非常勤で中国人の方を採用できることになりましたので、中国語対応はこの先できていくかなというふうに考えております。

次が、資料3-3-3、3-3-4が国際室だよりになります。これ何かと申しますと、国際室が時々不定期で法テラス内に向けて発出しているお便りです。最初は国際室というところできて、どうやって活用したらいいか、そもそも何やっているんだという思いが職員

の中にあっただと思うので、それを知らせるために始めてみました。その中でやはり外国人の対応がこの先全国で増えていくときに、職員も外国人の支援に対する知識を持つ必要があるのではというふうに思いました。国際室だよりの中では、非常勤弁護士の紹介であったり、読み物的なものの中に外国人の法律相談にはこういうところに特徴があるんですよということを盛り込んでいます。例えばボリューム2は、外国人の離婚事件の場合には、国際裁判管轄と準拠法を書いてみたりとか、そんなことをしています。

それ以外にも、外国人の方たちが法律相談につながるためには、その人たちが一番最初に出会った人たちが「これは弁護士につないだ方がいい」というふうに考えていただく必要があるなと思ひまして、外国人の支援者向けのオンラインセミナーを今のところ7月から5回開催いたしました。私が唐突に「開催するよ」と言うので職員を戸惑わせているんですけど、2か月に1回ぐらいのペースで5回開催することができました。

一番最近は、2月26日、先週金曜日に理事長につないでいただいて、消費者庁の方と国民生活センターの方にもゲストで来ていただいて開催することができました。F R E S Cの中の労働局の室長にもお話しいただいて、また、うちの非常勤弁護士から労働法の基礎という話をしてもらいました。結構好評で、今後も続けていきたいなというふうに思っています。

もう一つは、支援者、職員ときたら、あとはやはり弁護士です。弁護士の中でも外国人の事件というのをやったらいいか分からないという人も多いので、そのボトムアップも図っていく必要があるだろうと思ひまして、常勤弁護士向けに研修を開催しております。スタ弁課の協力を頂いて常勤弁護士向けにかなり上級者コースの研修を開催しています。

今月も1回開催して、今年度は3回開催することができました。やればやるほど、今度はこういう講師連れてこい等なかなかハードなリクエストが来ていますが、応えられる範囲で頑張っております。

それで、F R E S Cの中での連携なんですけれども、資料の3-5が皆さんも御覧になっているかと思ひますけれども、外国人在留支援センター、F R E S Cのリーフレットになります。

リーフレット開いて右側に書いてある機関が入居している機関になりますが、とっても顔の見えるいい関係が今のところ築けています。その顔の見える関係を作るための一番の基礎としては、週に1回運営協議会というものがあるって、各室の責任者クラスが集まって、話し合うということもやっています。相談が本当に気軽に共有できているというか、壁がないフロアで一緒に仕事をしている関係で、例えば入管の職員が話を聞いていて、途中で「あれ、

何かお金の貸し借りでも困っているんだな」ということで、すみません、ちょっと法テラスさん、入ってもらえますかという話が来たり、解雇されてしまった技能実習生が監督署の方に相談に行って、技能実習生のケースだと在留資格の問題が9割なので東京入管の在留相談に回すんだけど、ちょっとそこで法テラスさんも一緒に入ってやってもらえますかということ言ってもらって、弁護士も同席して技能実習生の相談を聞くというようなことも行いました。

この中で一番重い相談が入ってくるのがヘルプデスクというもので、9月に入管が開設したフリーダイヤルによる外国人に対する電話相談になります。そこは全国の外国人がフリーダイヤルに電話をして、そうすると、その先に入管の職員がいて、どんなことでも相談できるという仕組みになっています。そうすると、コロナでアルバイトを減らされてちょっと生活費がないし、行くところもないんだけどというような相談があったり、正に今日解雇されちゃったんだけどどうしたらいいんだろうというような相談が入って来たりします。

その場合にはこちら、法テラスの方に職員が持ってきて、一緒に相談に対応するということがあります。日々急ぐ案件とそうでもない案件、全くただ話を聞いていけばいい案件といういろいろあるんですけども、対応しながら企画などもやっております。

以上となります。

○片山座長 それでは、ただいまの御説明について、質問や意見、いかがでしょうか。

中山さん、どうぞ。

○中山顧問 中山です。

この国際室だよりや今のお話をお聞きしまして、とても活発に動いていることをすばらしいなと思いました。

国際室だよりの発行や研修を行われているということ、これは多くのスタッフ弁護士の方々やF R E S Cの中の横の連携のためにもとても大きな力になるのではないかなと思います。立ち上がったばかりの組織にとって、壁のない一つのフロアの中に関係機関があることのメリット、今大事なことは連携する力であり、これはとても大きいなと思いました。そういう意味でこれからもますます地方の事務所の方々との連携と併せて、皆さんの力を充実させていくような活動を現場を持っていることの強みをより生かして蓄積して行ってほしいと思いました。とてもすばらしいと思います。

○富田国際室長 ありがとうございます。

○片山座長 何かコメントありますか、事務局の方で。よろしいですか。

○富田国際室長 ありがとうございます。引き続き現場をより広げていこうと思っております。よろしくお願いします。

○片山座長 それでは、村木さん、どうぞ。

○村木顧問 すみません、一つだけ質問です。セミナーですけれども、内部向け法テラスの全国のスタッフの方向けというのと、もう一つ、外部ですよ、一緒に支援をできる仲間を増やしていく、具体的な対象をどういうところに声掛けて研修の対象にしていられるのか、それだけ教えてください。

○富田国際室長 ありがとうございます。基本的には、私がJICAで働いていた経験があるので、そのネットワークを生かして、全国各地にいて少数言語ができる青年海外協力隊のOB、OGのネットワークに投げてもらっています。また、FRESAに来た関係者の関係機関から、そこから先に広げてもらっていて、NGO系の団体や地方自治体、都道府県の人もかなり参加してくださっています。あと、外国人相談の多い地方事務所から、当該地方のワンストップ支援センターの相談員などに投げてもらっています。

ちょっとまだ、全国のワンストップ支援相談員の方たちが一気に来られたら対応しきる余力が現在ないので、口コミで広げてもらっているというところなんです。今まで一番多かった会で70人ぐらい参加したともいます。

○村木顧問 よく分かりました。ありがとうございます。

○片山座長 ほかにいかがでしょうか。

長谷部さん、どうぞ。

○長谷部顧問 ありがとうございます。長谷部です。

資料の3-3-1の2の相談の内容についてお伺いしたいんですけども、いろいろな基準で分類されているんだろうなと思うんですが、ちょっと内容が少し

○道事務局長 すみません、こちらの会場の多分音響の都合だと思います。

○長谷部顧問 聞こえますでしょうか。

○道事務局長 今聞こえましたが、こちらの声は聞こえますでしょうか。

○長谷部顧問 大丈夫です。こちらは聞こえます、私は聞こえますけど、皆さん。

○片山座長 聞こえています。

○長谷部顧問 続けてよろしいですか。

○片山座長 どうぞ。

○長谷部顧問 上から4つめの「生活上の取引」ともう一つ、「法テラス」、法テラスの相

談というのもちよっとよく分からないところがあるんですけど、その下の「会社」というのがあって、会社についての相談というのはどういうものなのかなとちょっとイメージできないものですから、教えていただければと思います。

以上です。

○富田国際室長 すみません、私もちよっと手元に資料がないんですけども。

○板東理事長 会社の設立ですよ。職場というのが労働の方で、会社というのは設立関係とか、そちらの方だという。

○長谷部顧問 自営業の人とか、そういう感じでしょうか。

○富田国際室長 はい。

○長谷部顧問 あと、留学生の問題で、アジアの国々から留学されてきて、日本に来たけれども学校で、授業が行われていないとか、そういうようなトラブルもあるのかなというふうに思うんですけど、ここにはそういう学校関係というのは全然出てきていないんですが、これはどこかで取られているということでしょうか。

○富田国際室長 学校関係は、「語学学校と契約して日本に留学する予定だったんだけど来られなくなってしまったので返金してほしい」とか、お金絡みで来ているので生活上の取引に分類していると思います。学校の授業の質が問題という相談自体は覚えがないです。

○長谷部顧問 そうですか。あとですね、これは相談が発生する分野という感じで分類しておられるのかなと思うんですけど、相談の内容として例えば差別を受けているとか、あるいはじめを受けているとか、そういうことはあるでしょうか。

○富田国際室長 差別は確かに「外国人だから家を貸してもらえない」とか、それは学校ではなかったですけども、習い事の教室に入れてもらえないというような相談が確かあったと思います。分類は、多分人権に入れていきます。職員が分類しているので正確にはわかりませんが、差別に関する相談は若干来ています。

○設楽第一事業部長 はっきりと差別に関するお問合せや相談の場合は人権に分類されますし、例えば習い事の教室に入れなかったというようなことが外国人として差別されたという訴えの場合には人権に入るとは思います。場合によっては生活上の取引というところに分類される場合もございます。御相談者の主訴とか力点によって少し分類に揺れがございます。もともとこのシステム自体が外国人の方のお問合せを想定しているというよりは、国内の日本人からの問合せに対する情報提供の分類類型としてできております関係で、少し中身を調べてみないと分かりにくいというふうなことになっておりまして、今後工夫や改善をしてい

かなくتهはいけないところだと思っています。

○長谷部顧問 いろいろ御苦勞があることよく分かりました。どうもありがとうございます。
以上です。

○片山座長 ほかに御質問、御意見いかがでしょうか。

○道事務局長 会場の方ではいかがでございましょうか。よろしいですか。

○片山座長 よろしいですか。

中山さん、挙がりましたか、手が。中山さん、どうぞ。

○中山顧問 すみません、よろしいですか。

この国際室が今立ち上がったばかりで、それですごく活発にいろいろ動いておられて、なかなか研修も一遍に増やしていくのは難しいというところなんですけれども、将来的に、地方自治体へのここでの蓄積をより共有していくという方策についてはどうでしょうか。それは地方の事務所のスタッフ弁護士との連携というところとも関わるとは思うんですけれども、自治体にも今、多文化共生施策として、外国人相談をかなり活発にやっているところも多く、コロナ禍の下での雇用や生活上の問題について自治体に対応している部分、窓口としてもあると思うんですけれども、そことの連携を今後どのように考えていらっしゃるのか、ちょっと教えていただけたらと思います。

○富田国際室長 御質問ありがとうございます。

基本的に、自治体には対応する地方事務所があるので、その地方事務所がきちんとフォローしていく方がいいんだろうなというふうに私は思っています。

ただ、F R E S C 全体としてはやはり地方自治体の支援をするべきだし、しなくてはいけないということで事例の共有を図っていて、連携してうまくいった事例、あるいは、自治体の相談員が国際室に連絡をしてきてある程度一緒に問題を整理して次のステップにつなげていく手伝いをするような事例を在留支援課に集積して、在留支援課が全国の地方自治体に載せていただくということをやっています。そこに積極的に協力していこうかなというふうに考えています。

○中山顧問 よく分かりました。

○片山座長 ほかにありますか。

ちょっと私の方から一つつまらないことを伺いたいんですが、資料の3-3-1です。

一番下に、言語別の内訳表がありますが、その一番下にその他1とあるんですけれども、これ、ちなみにどの言語ですか。

○富田国際室長 何語だったですかね。ちょっと思い出せないですけども、フランス語かもしれないです。

○片山座長 なるほどね、分かりました。

○富田国際室長 フランス語話者の方がいらして、対応できなくて結局ぎりぎり、英語のできるお友達を連れてきてもらって対応した覚えがあるので、それじゃないかなと思います。

○片山座長 分かりました。

ほかによろしいですか。

それでは、議事3についての意見を出していただくのはこれで終わりたいと思います。

本日、予定をしておりました議事は以上であります。

もしこの際でありますので、この議事に関わらず何か御発言したいことがありましたらどなたでも結構ですから、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○道事務局長 会場においでいただいている津島顧問、高木顧問から何かございましたら是非。

お願いいたします。

○高木顧問 今日の議題とは全然関係ないんですが、ちょうど司法制度改革の意見書が出てちょうど20年ですか、法テラスのいろんな御活動をなさっていて制度的な不備だとか、法律的なマトリクスの穴が開いてるみたいなところとか、法テラスの活動を通じて制度論を少しやってみる必要があるなんていうところはございませんでしょうか。

○道事務局長 理事長、理事、いかがですか。

○板東理事長 今の御質問は、恐らく民法に関わることとか、そういうほかの法律の制度に関することも含まれていると思いますが、それに関しては様々なところからも今、家族法の関係とか、いろいろな問題提起がございます。ほかの法制度を利用しやすくするために法テラスの側でサービスをどう提供するかとか、どういう業務を充実していかなければいけないとか、いろいろな御指摘があるのですが、総合法律支援の法制度自体の在り方についてまではまだなかなか我々の方としても検討・分析には至ってないというところがあると思っております。

様々な手続に係るところはもうちょっと使い勝手がよければいいなというところはいろいろあると思いますけれども、第一事業部長の方から、その辺りいかがでしょうか。

その前に、総合法律支援制度自体についてどうかということに関して言うと、私自身はまだまだ広がり得るのではないかというふうに思っております。今どうしても総合法律支援法

の枠組みというのは、やはり予防的なこととか、あるいは司法アクセスの仕組み作りみたいなところというのがなかなか法テラスの業務としては十分に位置付けが法律上、明確にできてない部分もあり、紛争解決という目的の下にということになってはいますが、法テラスの役割としては、もうちょっとその周辺部分も今現実には取り組んでいるというところはございまして、そういうところで今後もう少し典型的に確立した部分は恐らく明確に業務に位置付けられていくのだろうという感じがしております。

例えば、司法ソーシャルワークで今までやっていた、高齢者に対する関係機関と連携しての出張相談のようなものは、3年前に特定援助対象者の法律相談援助ということで類型化して位置付けられたということがありますので、いろいろやっている取組の中から少しずつ制度化をし、予算の裏付けを持ちという形にだんだん整備されていく部分というのはあるだろうというふうには思っております。

そういうところの可能性としては、今非常に困った方々に対する支援において、制度と制度の間に抜け落ちがちな部分というのをどう充実させていくのかということについても、ほかの分野との連携なども含めて少しずつ進めていく範囲が広がっていると思いますので、それを総合法律支援という制度の中にどういうふうに位置付けていけるかというのは、今後一つ重要な視点ではないかというふうには思っております。

○設楽第一事業部長 それでは、第一事業部の設楽でございます。再びよろしく申し上げます。

司法制度改革では民事の方でも、民事も刑事も幾つかの課題があったと思いますが、一つのテーマは、司法をより国民に身近なものにする、こういうことがあったかと思えます。

その意味で言いますと、私どもが今、アウトリーチと呼んでいます障害者の方、高齢者、あるいは都市部から遠く離れたところに住んでいる人、加えて近時は日本に在留する外国人の方など、そうした方にとってはあそこに法テラスがあると言って来てもらうのではなくて、こちらから困っている人がいると言って行けるような仕組みをもっと作らなくてはいけないという問題がもう一つございます。

それから、また、法テラスの仕組みとか法制度等がそれぞれ関連する問題といたしましては、国民に身近な法的紛争の一つとして家事事件というのがございますが、法テラスの法律援助を利用される中には、家事事件の仕組みから来る立替金が高額になるケースがあります。これは、法テラスにお金を出す人、法テラスからお金を受け取る人、法テラスの立替えを受け取る人、いろんな人の利害が絡む問題で一口には解決できない問題ですが、やはりここもも

っと利用しやすくするために、法テラス自体の仕組みがどうあるべきかということと、それから、多岐にわたる家事事件の法的手続がどうあるべきかという問題と、また、受任者や受託者の専門性をどう、高過ぎないコストで確保するか、そうした問題があるのかなというふうに最近は感じております。

以上です。

○道事務局長 若干補足しますと、家事事件の立替金につきましては、弁護士会の側からは事案によっては極めて低い、低過ぎるといふ御意見も頂いているところでございます。両方の指摘なり、問題意識なりがあるところで、非常に難しいところだとは思いますが。

○高木顧問 どうもありがとうございました。

○片山座長 中山さん、手が挙がっていますが、これは、御発言ありましたら。

○中山顧問 消し忘れです、失礼いたしました。

○片山座長 分かりました。

それでは、ほかにはございませんでしょうか。

じゃあ、津島さん、どうぞ。

○津島顧問 今日は静かにしておりましたが、多文化、外国人の関係ですけれども、大変皆さん方御努力されているのは評価したいと思いますのですが、今の現状というのはまだ日本にとっては優しい関係であって、本来、日本の労働力は非常に不足してきますから、そういうことの中でこの次の時代、これから20年、30年先に向けて皆さん方、強く意識をして、仕事しておられる方をサポートしていただければ幸いです。感じていることだけ一言申し上げておきたいと思っております。

○片山座長 ありがとうございました。

それでは、よろしいでしょうか。

それでは、今日の顧問会議はこの程度にさせていただきたいと思っておりますが、事務局から連絡事項などがありましたらこの際、お願いします。

○道事務局長 いつものことでございますが、本会議の議事録について確認、アナウンスがでございます。

これまでと同様、まずは議事録を事務局において案として作成いたしまして、御出席の顧問の皆様へ御確認を頂戴し、さらに片山座長の方に全体を御確認いただいた上で、最終的にはホームページに公表という手順を考えておりますが、御異存などございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきたいと存じます。事務局からは座長、以上でございます。

○片山座長 分かりました。

それでは、最後に丸島理事さんから一言お願いします。

○丸島理事 丸島でございます。

本日は、コロナ禍が続く中、また、雨風が吹き足元の悪い中を津島顧問と高木顧問にはわざわざこの会場までお越しいただき、そしてオンラインを通じて、顧問の先生方とお話をさせていただく機会を得ることができまして、誠にありがとうございました。

この1年を振り返りますと、法テラスの業務もコロナ禍に覆われ、地域差はありましたが、全国各地でこれまで経験することのなかったような緊張感を持って業務継続に取り組んでまいりました。

幸い職員の感染も大変少なく、皆さんの努力により業務に大きな破綻を生ずることもなく、今日まで来ることができました。

コロナ感染症は、社会的に弱い立場にある方々に非常に大きな打撃を与えております。職場、地域、家庭で、とりわけ高齢者、女性、若者、外国人、子どもたちの暮らしや仕事に大きな影響を与え大変困難な状況にある方々が増えております。こうした方々を支援していくことは、現在もそして、これからも法テラスの大きな役割だと考えております。

しかし、他方では、本日報告がありましたとおり、相談件数は前年度に比べて10%程度ぐらゐ減少しております。その要因はいろいろあると考えられますが、毎月の数字を見てみますと、9月、10月、それから11月ぐらゐにかけて、比較的感染が収まっていた時期には前年比で10%ぐらゐ相談件数が増加する傾向も見られます。やはり、この一年、外出制限や自粛の期間があったことも、相談件数に少なくない影響を与えた一つの要因ではなかったかなと考えております。しかし、法的ニーズは少し時期が遅れて表面化するとも言われてきておりますので、今後、様々な給付金の支給動向などにもより、相談件数も増加してくるのではないかというふうにも思っております。

法テラスでは、この間業務方法書を改定して電話相談を実施してきましたがオンライン相談についても、法テラスを利用される側にはまだまだIT機器が普及しているわけでもありませんので、例えばDV被害者の方々を受け入れている施設の機器を活用して施設と結んでオンライン相談を実施するということがも試行的に実施しております。

こうしたいろいろな工夫をしながら、電話でもなく、対面でもなく、しかし顔を合わせな

がらという、相談の機会を増やすことができればよいと考えております。

また、飲食店をはじめ小規模事業者、零細事業者の方々には、営業の継続が困難な状態に追い込まれている方も少なくなく、こうした方々が破産手続により借財を清算して、生活の再建に向かうということもこれまで以上に必要になると考えられます。そのためには、一定の要件の下に、破産手続に要する裁判所への費用の予納金を立て替えるなどの支援も新しく考えていきたいと思っております。

いずれにしましても現在の状況下で、福祉関係をはじめとする、様々な行政機関と連携して、法的支援を含む総合的なトータルな意味での生活支援の活動を続けていくことが大変重要であろうと思っております。

それから、今日は新しく発足した国際室のお話をさせていただきました。これは、四谷の駅前にある新しいビルに設置されたF R E S Cという施設の中にあるのですが、顧問の先生方には、気候がよくなりましたら是非一度見学に来ていただけましたらありがたいなというふうに思っております。開設以来、頻繁に多方面の関係者の方々が見学に見えていまして、富田室長はその対応にも忙しくしておりますが、来ていただきますと、仕切りがない広いオープンなワンフロアに、法務省の出入国在留管理庁、東京労働局、外国人雇用サービスセンター、ジェトロ、東京法務局人権擁護部などの関係機関がずらっと並んで、その中で法テラスも一緒に活動しております。相談にみえる在留外国人の方の話などを聞きますと、本当に手の中に何百円かを握りしめて「仕事がなくなった」、「家賃が払えず家を追われた」といって来られる厳しい生活の方もおられ、関係機関と連携しながら迅速な支援の対応をしているという事例もございます。

このように、様々な分野の専門家、専門機関が集まりワンストップで共同して支援とフォローにあたるという取組は非常にうまくスタートしているのではないかと思います。また、F R E S C内の研修などの場を見ていると、労働問題の分野、出入国管理の分野、その他それぞれの専門領域に関わる方々が他の分野の考え方や問題に対する様々なアプローチと、支援の仕方などをお互いに学び合いながら全体の力で支援していくという、そういうきっかけをつかめているのではないかと思います。

国際室の在留外国人支援の活動は、もちろんこの四谷だけで展開するわけではなく、全国各地のワンストップセンターの活動とうまくつながり、全国に広がることができれば本当に大きな意味があると考えます。上川法務大臣もそのようなことを都度おっしゃっておられますが、今後の活動の方向について、顧問の先生方には引き続き御関心をお持ちいただきまし

て御意見を賜うことができればありがたく思っております。

さらに、今年には東日本大震災から10年を迎えます。震災特例法がこの3月に終了する見込みとなっております、それに合わせて三陸から福島にかけて震災被災者支援のために設けられた出張所の活動も終了することが見込まれております。それでも三陸の過疎地に1か所、そして福島原発の被災地域であります浜通りの1か所の出張所は引き続き存続する見込みでありまして、震災からの復興に立ち上がろうとしている方々のため、引き続き地元自治体と連携しながら支援に当たってまいりたいと思っております。

また、今年には、法テラスの設立15年目でありまして、人間でいえば少年期から青年期に入る時期にあたります。これからの1年は第4期中期目標期間の最終年であり、現在はちょうど次の第5期中期目標期間に向けての中期目標、中期計画の策定が始まっているところです。これからの青年期には、組織も一層独り立ちしていかなければならないという意味で、中期目標や中期契約の策定にあたっては、全国の事務局長や本部の課室長ら中核となるべき職員の方々からも広く意見を聞いておりまして、地方からもこの間60件以上の様々な提案や、法テラスはこうありたいという意見なども届いているところです。

最後になりますが、重要な課題となっておりますIT環境の整備の問題であります。法テラスもようやく会議用のIT機器が整うようになり、全国各地との会議もオンラインを通じてできるようになり、また、それぞれの地域で地方協議会や業務説明会を催す際にも、必ずしも対面でなくともIT機器を活用して関係機関や関係団体との連携・協力関係を築く努力をしています。他方、最近の大企業等の例にもありますとおり、システム環境の整備構築や運営にはなかなか難しい課題もありますので、現在本部では、各課室を横断するIT戦略に関する部門を設けまして、これからのIT環境の整備に向かって様々な検討を進めていこうとしております。また、このことと同時にIT環境の体制整備に見合った業務改善や働き方の改善などについても取り組もうとしているところであります。人もお金もある程度限られた中ではありますが、よりよいサービスのため業務の質の向上を目指して取組を進めてまいりたいと思っております。そして、あわせて、本部、地方事務所が一体感を持って業務と組織運営に取り組んでいけるような組織文化のようなものも作っていくことができればとも考えております。

本日は、顧問会議の先生方にはたくさんの貴重な御意見いただきましたが、法テラスはまだまだ発展途上の組織でもありますので、先生方からのいろいろな角度からの御意見、御指導を引き続き賜うたいと考えております。何卒、今後ともよろしくお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

○道事務局長 すみません、ここで誠に恐縮なんです、片山座長、冒頭に御説明、紹介申し上げていればよかったんですが、この間に着任しておりますのが第二事業部長の檜尾わかなど、松並孝二監事がこの間着任しております、檜尾部長は先ほど御説明に立ったんですが、松並監事からちょっと一言御挨拶させていただいてもよろしいでしょうか。申し訳ございません。

○片山座長 どうぞ。

○松並監事 初めまして、昨年の秋に津熊監事の後任として監事に任ぜられました松並と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まだまだ法テラスのことを周知するには時間が掛かりますが、微力ながら尽くしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○片山座長 どうもありがとうございました。

ほかにはありませんか。

道さん、以上でよろいですか。

○道事務局長 以上でございます。大変恐縮でございました。

○片山座長 分かりました。

それでは、以上で今日の顧問会議を終わりたいと思います。

顧問の皆さん、それから板東理事長さんはじめ理事の方、それから御説明いただいた事務局の皆さん、それぞれお疲れさまでした。ありがとうございました。

これで終わりたいと思います。

午後2時34分閉会